

## 新旧対照表

令和5年3月1日

改訂	現行
<p>1. 本ガイドラインについて（略）</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。</p> <p>これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。</p> <p>貸切バスを利用した旅行については、様々な形態が想定されるが、本ガイドラインは、車内での、<u>車内換気の徹底等三密</u>（密集、密接、密閉）を回避することを通じた感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各事業者においては、本ガイドラインに沿った対策を講じることとする。</p> <p>また、バスの換気性能に鑑みれば、バスは新型コロナウイルス感染症に対して、十分に安全な乗り物であることを、利用者や一般国民にPRする</p>	<p>1. 本ガイドラインについて</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。</p> <p>これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。</p> <p>貸切バスを利用した旅行については、様々な形態が想定されるが、本ガイドラインは、車内での<u>マスク着用、車内換気の徹底等三密</u>（密集、密接、密閉）を回避することを通じた感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各事業者においては、本ガイドラインに沿った対策を講じることとする。</p> <p>また、バスの換気性能に鑑みれば、バスは新型コロナウイルス感染症に対して、十分に安全な乗</p>

こととする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

## II 利用者に関する対策

### (1) 換気の励行

・外気モードによるエアコンの使用を基本として、当該空調装置の機能を用いて適切に換気を実施する。

・バス車両の換気性能についての動画を映すなど、利用者への周知を行う。

(削除)

### (2) 消毒など

・清掃時等に、不特定多数が接触する場所（手す

り物であることを、利用者や一般国民にPRすることとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

## II 利用者に関する対策

### (1) 換気の励行

・外気モードによるエアコンの使用を基本として、当該空調装置の機能を用いて適切に換気を実施する (エアロゾルの発生が懸念されるカラオケの時など必要に応じ、窓開けによる換気も併用するなど、可能な限りの換気に努める)。

・バス車両の換気性能についての動画を映すなど、利用者への周知を行う。

### (2) マスク着用等の呼びかけ

・バス車内において乗務員から可能な限りのマスク着用の協力を呼びかける（ただし、乳幼児および病気や障害等でマスクの着用が困難な利用者に対しては、差別等が生じないように十分配慮する。）。

・マスクを持参していない利用者に対し、必要に応じマスクを提供することができるよう、予備のマスクを用意することが望ましい。

・飲食時の会話の際にもマスク着用を呼びかけるとともに、マスク着用時においても大声での会話を控えるよう呼びかけることとする。また、カラオケの際には、マスク着用の呼びかけに加えて、周りの人との距離を確保することや、窓を開けて換気しながら歌うこと、風下側や排気口の近くで歌うことなど、感染リスクをできるだけ下げる措置を講じるよう呼びかける。

### (3) 消毒など

・清掃時等に、不特定多数が接触する場所（手す

<p>り等) については、設備の性質等を踏まえ消毒を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・バスの車内に手指消毒液を用意し、利用者が乗車する際に手指消毒するよう呼びかける。</li></ul> <p>Ⅲ その他 (略)</p>	<p>り等) については、設備の性質等を踏まえ消毒を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・バスの車内に手指消毒液を用意し、利用者が乗車する際に手指消毒するよう呼びかける。</li></ul> <p>Ⅲ その他 (略)</p>
--	--